

有害ごみ

■ごみの種類具体例



水銀使用廃製品(㉞)：蛍光管、
水銀体温計・温度計・血圧計



水銀使用廃製品以外(㉟)：乾電池、ライター、小型充電式電池、モバイルバッテリー、充電式電池を取り外せない小型家電(30cm角未満のもののみ)、コイン型電池(型式記号BR・CRのみ)、廃エアゾール製品(各種スプレー缶・カセットボンベ等)、加熱式タバコ、電子タバコ、珪藻土マット・コースター

出し方とごみ処理手数料

45リットル以内の透明又は半透明の袋(指定ごみ袋はありません)

原則、1袋につき100円の処理券(有害ごみ専用の処理券はありません)が必要ですが、㉞と㉟の組み合わせで2袋出す場合は、合計10kgまでは100円(処理券を2袋にまたぐように貼付)で出せます。

ごみの種類及び袋への入れ方

水銀使用廃製品(㉞)と水銀使用廃製品以外(㉟)はそれぞれ別の袋に入れてください。

㉞のみ、又は㉟のみしかない場合でも1袋につき100円の処理券が必要です。

㉞水銀使用廃製品

蛍光管(①)、
割れた蛍光管(②)、
水銀体温計・温度計・血圧計(③)、
割れた水銀体温計・温度計・血圧計(④)
のうち、②～④はそれぞれ
中身が見える袋に入れたうえ、
①とともに一つの袋(㉞)に
まとめてください。



㉟水銀使用廃製品以外

珪藻土マット、珪藻土コースター(⑤)、
乾電池、ライター、小型充電式電池等(⑥)
⑤のみを中身が見える袋に
二重に入れたうえ、⑥とともに
一つの袋(㉟)にまとめて
ください。

※珪藻土マット・コースター等を排出する場合、紙で包まず、中身が見える袋に入れ、口をしぼるなど封をしてください。そのうえで、再度、袋に入れて(二重袋)、口をしぼるなど封をしてください。他の水銀使用廃製品以外と排出する場合は、二重袋にした珪藻土マット等を、他の水銀使用廃製品以外とともに一つの袋にまとめてください。

- 袋の口はしっかり結んでください。長い蛍光管は、袋からはみ出してもかまいませんが、紙に包む等割れないようにしてください。
- 白熱灯・LED電球・点灯管は「燃やせないごみ」です。
- 電子体温計、アルコール温度計、電子血圧計は「燃やせないごみ」です。
- コイン型電池及び小型充電式電池は、火災を防ぐために端子部を電気絶縁用ビニールテープで覆ってください。
- 型式記号BR・CR以外のコイン型電池及びボタン電池は、販売店にご相談ください。
- スプレー缶は、中身を使い切り、穴をあけずに出してください。中身を使い切るためにスプレーを噴射する場合は、火の気のない、風通しの良い場所で行ってください。

ポイント

1. 回収対象となる小型充電式電池はどんなものがある？

右記のマークがあるものです。
これ以外の小型充電式電池は収集できません。
販売店等にご相談ください。



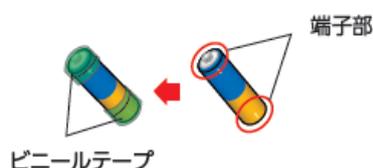
なお、上記小型充電式電池を取り外せない30cm角未満の小型家電も対象です。

使用機器例：充電式シェーバー 電子タバコ 電動歯ブラシ 電動自転車 ビデオカメラ

2. コイン型電池及び小型充電式電池の端子部の電気絶縁用ビニールテープの覆い方は？

ガムテープやセロテープでは絶縁できませんので、電気絶縁用ビニールテープをご使用ください。

(絶縁の例)



3. スプレー缶は、穴をあけたり、つぶしたりしたら、びん・缶の指定ごみ袋に入れていいの？

穴をあけても、つぶしても「びん・缶の指定袋」(黄色)では出せません。

また、「燃やせないごみ用指定ごみ袋」でも出さないでください。

いずれも違反ごみになります。



4. スプレー缶の中身が残っているけど、そのまま出して大丈夫？

中身が残っている場合は、収集できません。必ず中身を使い切ってください。

間違った出し方をすると、ごみ収集車やごみ処理施設で火災が発生することがあります。

本体が錆びたり、噴射口が壊れたりして**ガス抜き自体ができない**、
中身を出し切れない場合は、各メーカーにお問い合わせください。

ガス抜き自体はできるが、中身が多すぎて使い切れない場合等は、
下記にお問い合わせください。

○カセットボンベの場合

☎ 0120-14-9996 (カセットボンベお客様センター)

FAX 03-6811-7351

○各種スプレー缶の場合

☎ 03-5207-9850 (一般社団法人 日本エアゾール協会)

FAX 03-3256-3315

